



平成18年4月21日

各 位

会社名 株式会社 さいか屋
代表者名 取締役社長 岡本康英
(コード番号 8254 東証第2部)
問合せ先 取締役総務部長 佐野史朗
(TEL 044-211-3153)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年4月21日開催の取締役会において、平成18年5月25日開催予定の第74回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されることに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 新たに導入された単元未満株式の権利制限、取締役会における書面決議等を採用するための所要の変更を行うものであります。
- (2) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (3) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語を変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (4) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等をあわせて行うものであります。
- (5) 上記変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年5月25日(木曜日)

定款変更の効力発生日 平成18年5月25日(木曜日)

以上

＜定款変更の内容＞

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 (公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、6,000万株とする。 たゞし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数) 第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 ② <u>当社は1単元未満の株式について株券を発行しない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1章 総 則 (公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う</u>。</p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、6,000万株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第6条 当社は、取締役会の決議をもって<u>市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、1,000株とする。</p> <p>(株券の発行) 第8条 当社は株式に係る株券を発行する。 ② <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株式の権利制限) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 ① <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> ② <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> ③ <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。 <u>名義書換代理人</u>および、その事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第9条 当社の発行する株券の種類ならびに<u>株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料</u>については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基 準 日) 第10条 当社は、<u>毎決算期</u>における最終の株主名簿に記載または記録された議決権を行使しうる株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において、権利を行使することのできる株主とする。 また、必要ある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告の上、一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 <u>株主名簿管理人</u>および、その事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第11条 当社の発行する株券の種類ならびに<u>株主名簿、株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料</u>については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基 準 日) 第12条 当社は、<u>毎事業年度</u>における最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において、権利を行使することのできる株主とする。 また、必要ある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告の上、一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または登録株式質権者とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年5月これを招集し、臨時株主総会は必要の際随時これを招集する。</p> <p>(招集の決定)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長これを招集する。 取締役社長に支障あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(議 長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に支障あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(決 議)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数によってこれを決める。</p> <p>② 商法第343条の定めによる決議および商法其他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、その代理人は当会社の議決権を有する株主に限る。 この場合には株主または代理人は代理権を証する書面を、総会毎に提出するものとする。</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>第17条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年5月これを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>(招集の決定)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。 取締役社長に支障あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(議 長)</p> <p>第15条 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に支障あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(決 議)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、その代理人は当会社の議決権を有する株主1名に限る。 この場合には株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会毎に提出するものとする。</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (新 設)</p> <p>第18条 (条文省略) (選 任) 第19条 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 取締役の選任は累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期) 第20条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第21条 (条文省略) (取締役会の招集および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。代表取締役社長に支障あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代わる。</u> 前項の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議および議事録) 第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって<u>これを行</u>う。取締役会の議事は、その要領およびその結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名押印して、これを会社に保存する。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置) <u>第20条 当社は取締役会を置く。</u></p> <p>第21条 (現行どおり) (選 任) 第22条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任は累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期) 第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第24条 (現行どおり) (取締役会の招集および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に支障あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代わる。 前項の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議および議事録) 第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。取締役会の議事は、その要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名押印して、これを会社に保存する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役および代表取締役) 第24条 取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。取締役社長は当会社を代表する。ただし、必要あるときは、取締役社長のほか、取締役会の決議をもって、当会社を代表する取締役を増加選任することができる。</p>	<p>(役付取締役および代表取締役) 第27条 取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。取締役社長は当会社を代表する。ただし、必要あるときは、取締役社長のほか、取締役会の決議をもって、当会社を代表する取締役を増加選定することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p>
<p>第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬および退職慰労金) 第26条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会においてこれを定める。</p>	<p>第28条 <u>当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (新 設)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(選 任) 第28条 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (新 設)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(選 任) 第28条 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第31条 <u>当会社は監査役および監査役会を置く。</u></p>
<p>第29条 (条文省略)</p> <p>(任 期) 第29条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(選 任) 第33条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(常勤監査役) 第30条 <u>監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(任 期) 第34条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(常勤監査役) 第30条 <u>監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤監査役) 第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>第31条 (条文省略)</p>	<p>第36条 (現行どおり)</p>
<p>第32条 (条文省略)</p>	<p>第37条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議および議事録) 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。監査役会の議事は、その要領およびその結果を議事録に記載し、出席した監査役が記名押印して、これを会社に保存する。</p>	<p>(監査役会の決議および議事録) 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。監査役会の議事は、その要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した監査役が記名押印して、これを会社に保存する。</p>
<p>(報酬および退職慰労金) 第34条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会においてこれを定める。</p>	<p>(監査役の報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>第6章 会 計 監 査 人 (会計監査人の設置)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第40条 当会社は会計監査人を置く。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の選任) 第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の任期) 第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p>第6章 計 算 (事業年度)</p>	<p>第7章 計 算 (事業年度)</p>
<p>第35条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとし、毎事業年度末日を決算期とする。</p>	<p>第44条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主配当)</p> <p><u>第36条 株主配当金は、毎決算期における最終の株主名簿記載または記録の株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p><u>前項の配当金は、その支払確定の日から満3年を経過したときは、会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p><u>未払配当金には利息をつけないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. <u>第20条および第29条の規定にかかわらず平成15年5月20日開催の定時株主総会終結前に在任する取締役および監査役の任期は従前の任期とする。</u></p> <p>2. <u>本附則は前項に該当するすべての取締役および監査役の任期到来後これを削除する。</u></p>	<p>(期末配当金)</p> <p><u>第45条 当社は株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「利益配当金」という。）を支払う。</u></p> <p><u>② 利益配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。</u></p> <p><u>③ 未払いの利益配当金には利息をつけない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

以上